

10. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

## 《背景》

### (1) 経営トップのリーダーシップ欠如に対する社会的批判

企業不祥事の中には国民の生命や財産に重大な損害を及ぼす事例もあり、大きな社会問題となるものもある。これら不祥事を未然に防止し、また発生時に速やかに対応するためには、経営トップの強いリーダーシップが必要不可欠である。これが必ずしも十分に発揮されず、社会から批判を招来したケースもある。

### (2) 企業の情報に対する不信感

企業不祥事の事態の重大さにもかかわらず、経営トップによる迅速かつ的確な情報公開がなされないと、企業は事実を隠蔽して責任を回避しているとの批判を招き、社会からの不信感を増大させる。

### (3) 責任の明確化

不祥事を起した企業は、原因を徹底的に追求したうえで責任を明確にし、経営トップを含めて厳正な処分を行うことが求められる。